議第38号

京都市青少年活動センター条例の一部を改正する条例の制定について

京都市青少年活動センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成21年2月19日提出

京都市長門川大作

京都市青少年活動センター条例の一部を改正する条例 京都市青少年活動センター条例の一部を次のように改正する。 第4条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、京都市中京青少年活動センターのスポーツ ルームの開所時間は、月曜日及び金曜日の午後6時から午後9時までとす る。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得 て、これを変更することができる。
 - 第6条中「青少年活動センター」を「別表第2に掲げる施設」に改める。 第8条に次の1項を加える。
- 3 前2項の規定にかかわらず、別表第2に掲げる施設(音楽スタジオ、トレーニングルーム及び付属設備を除く。)を13歳以上23歳未満の者(使用しようとする日の属する年度中に13歳に達する者を含む。以下同じ。)又は団体(使用しようとする者の総数の10分の8以上が13歳以上23歳未満の者であるものに限る。)が使用するときは、使用料を徴収しない。別表第2を次のように改める。

別表第2 (第8条関係)

			使 月	月 料
区 分		単 位	青少年等	その他の もの
	多目的ホール	1室につき1時間	900 ^円	1,900 ^F
	中 会 議 室		600	1,200
	小 会 議 室		400	800
京都市北青少年活動センタ	和 室		600	1,200
	レッスンスタジオA		600	1,300
	レッスンスタジオ B		400	800
	グループ活動室		600	1,200
	料 理 室		800	1,600
	音楽スタジオ		700	1,500
	大 会 議 室	- 1室につき1時間	1,500	3,100
	中 会 議 室		600	1,200
	小会議室A及び小会議室B		400	800
	和 室		600	1,200
	レッスンスタジオ		600	1,300
京都市中 京青少年	ピ ア ノ 室		200	400
活動セン ター	全面を問A	1 室	5,200	10,400
	スポー 使用 夜間B			
	半面 使用 使用 夜間 A		2,600	5,200
	音楽スタジオ	1室につき1時間	700	1,500
	トレーニングルーム	1人につき1回	300	600
京都市東山青動センター	ミーティングルーム A 及び ミーティングルーム B	1室につき1時間	600	1,200
	ミーティングルームC		200	400
	和 室		600	1,200
	レッスンスタジオ		600	1,300
	創 造 活 動 室		1,500	3,100
	創 造 工 作 室	工作台1台につき 1時間	300	600
	音楽スタジオ	1室につき1時間	700	1,500
	付 属 設 備	別に定める。		

				1
京都市山科青少年活動セン	大 会 議 室	1室につき1時間	600	1,200
	中 会 議 室		400	800
	小 会 議 室		200	400
	和 室		600	1,200
ター	料 理 室		800	1,600
	スポーツルーム		800	1,600
	屋外テニスコート	1面につき1時間	900	1,800
	大 会 議 室	1室につき1時間	600	1,200
	中 会 議 室		400	800
京都市下京青少年	小 会 議 室		200	400
活動センター	和 室		600	1,200
	スポーツルーム		800	1,600
	トレーニングルーム	1人につき1回	300	600
	大 会 議 室	1室につき1時間	600	1,200
	中 会 議 室		400	800
京都市南青少年活動センター	多 目 的 室		200	400
	和 室		600	1,200
	料 理 室		800	1,600
	スポーツルーム		800	1,600
	屋外テニスコート	1面につき1時間	900	1,800
	小会議室A及び小会議室B	1室につき1時間	200	400
京都市伏見青少年活動センター	和室		600	1,200
	料 理 室		800	1,600
	スポーツルーム A 及びスポ ーツルーム B		800	1,600

- 備考1 「青少年等」とは、第5条第1号から第3号までに掲げるものをいう。
 - 2 「夜間A」とは午後 6 時から午後 7 時30分までを、「夜間B」とは午後 7 時30分から午後 9 時までをいう。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の目前の申請に係る使用料については、なお従前の例に

 4	(議第38号)
	よる。
提	上 条理由
	使用料の適正化を図る等の必要があるので提案する。